

## Side by side 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会はSide by side(サイド・バイ・サイド) (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を代表自宅/京都市下京区和気町 11 に置く。

(目的)

第3条 本会は、京都市を中心とし、企業における男女の隔たりのない労働環境の構築とその発展に努め、男女共同参画推進社会の実現を目的とする。特に、経済的・社会的な支援を必要とするシングルマザーが仕事や収入を確保し、自分の存在意義や生きがいを感じられる生活のために支援する。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 会員同士が安心して話せる場の提供
- (2) 働き方や取組、労働力確保に関する調査研究
- (3) 企業が求める人材に必要な能力の調査研究
- (4) エンプロイメンタビリティ・エンプロイアビリティの開発
- (5) 各種情報提供及び課題解決アプローチの情報提供
- (6) シングルマザー雇用促進企業の認定

(会員資格)

第5条 会員は資格要件を満たし、かつ排除要件を満たさない事。

第1項 (会員資格要件) :

Side by side の目的、価値観に支持を表明した人。

第2項 (会員資格排除要件) :

暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに関係する者。

営業活動を目的として本会に加入しようとする者。

特定の政治的活動・宗教的活動を目的として本会に加入しようとする者。

(役員を選任)

第6条 本会に、代表、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

(細則の制定)

第7条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

(総会)

第8条 総会は、年一回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(会費)

第9条 会費は、必要な時に、その都度徴収する。

(会計)

第10条

第1項 (会計年度) : 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第2項 (公告方法) : 本会の会計報告と運営活動を、インターネットのSide by sideのサイトに公開する。

附 則

この会則は、平成28年5月18日から施行する。